

6 事後対策

いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応を図る。

(1) 心のケア

生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を実施し、学校全体での相談体制を充実させる。

(2) いじめを継続させないための弾力的な対応

いじめられる生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められる。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる必要がある。いじめられる生徒又はいじめる生徒のグループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うことも必要である。また、必要に応じて生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫されてよい。

いじめられる生徒には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、学校の変更についても配慮する必要があること。この場合、いじめにより生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

(3) 家庭・地域社会との連携

いじめの問題は、学校のみで解決することに固執してはならない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要である。

学校におけるいじめへの対処方針、いじめに関する調査、いじめに関する指導計画等の情報については、日ごろより、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、学校ホームページにこの基本方針を掲載し、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫を行う。いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。いじめの問題の取り組み・評価・分析・改善に関し、年度毎に学校と保護者や地域の関係者との意見交換の機会を設ける、特に PTA と学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。さらに、そこから派生した改善点等については、学校基本方針の見直しも含め検討する。